○中部地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日　中部地方整備局長　塚原　浩一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下呂市保井戸字押場一五八七番から同市保井戸字押場一五八八番一まで	前	一四・四〇～一八・〇〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	一四・四〇～一八・〇〇メートル	〇・〇三四キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十九号及び五十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取市千代水二丁目一一から同市千代水二丁目一一三・〇一～一一三・一一まで	前	三〇・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・〇四二キロメートル
	後	三〇・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・〇四二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号及び五十三号	鳥取市千代水二丁目一一から同市千代水二丁目一五まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月二十五日

○中国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
周南市大字夜市字大坪二九九四番三から同市大字夜市字大坪二九九五番一まで	前	三六・〇〇～四〇・〇〇メートル	〇・〇一〇キロメートル
	後	三六・〇〇～三七・〇〇メートル	〇・〇一〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
江津市嘉久志町二一二六番一七地内	前	四五・〇〇～五四・〇〇メートル	〇・〇二八キロメートル
	後	四八・〇〇～五四・〇〇メートル	〇・〇二八キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社中国支社

○九州地方整備局告示第百五十二号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十六条第一項の規定により南阿蘇村道の特定災害復旧等道路工事を本整備局長において次のとおり完了するので、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第一項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十五日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	工事区間	工事完了の期日
栃の木～立野線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字堀ノ口から同村大字河陽字仮屋まで	平成二十九年八月二十五日
〃	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字霾子から同村大字立野字本村まで	平成二十九年八月二十五日

○北海道開発局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日　北海道開発局長　和泉　晶裕

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百四十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡足寄町南一条五丁目一番から同町南一条四丁目一番地先まで	前	二一・八四～三〇・四五メートル	〇・二三一キロメートル
	後	二一・九二～二九・五五メートル	〇・二三一キロメートル
北海道足寄郡足寄町南一条二丁目一番地先から同町南一条一丁目七番まで	前	二一・八二～三八・九七メートル	〇・〇四一キロメートル
	後	二二・〇〇～四一・四八メートル	〇・〇四一キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十一号	北海道足寄郡足寄町南一条四丁目一三番から同町南一条四丁目一番地先まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
〃	北海道足寄郡足寄町南一条二丁目一番地先から同町南一条一丁目七番まで	〃

供用開始の期日　平成二十九年八月二十六日